

◎振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の
 限度の区域区分等

文京区告示第七十四号
 平成十五年三月三十一日

文京区長 煙山 力

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二
 備考1に規定する区長が定める時間は、それぞれ次の表に掲げるとお
 りとし、平成十五年四月一日から施行する。

種別	区域の区分		時間の区分
	該当地域		
第一種区域	平成十五年文京区告示第七十一号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域	午前八時から午後七時まで	午前八時から午後七時まで
第二種区域	指定地域のうち、都市計画法第八條第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	午前八時から午後八時まで	午後八時から翌日午前八時まで